

# 当麻宿地区地区計画の概要

さがみはら地図情報

検索 🔍

※地区計画の区域や用途地域等の都市計画情報は、インターネットで公開しています。



当麻宿地区地区計画の区域内において、建築物の建築などを行おうとする場合には、**行為着手の30日前までに、市に届出をする必要があります。**

## 届出対象行為

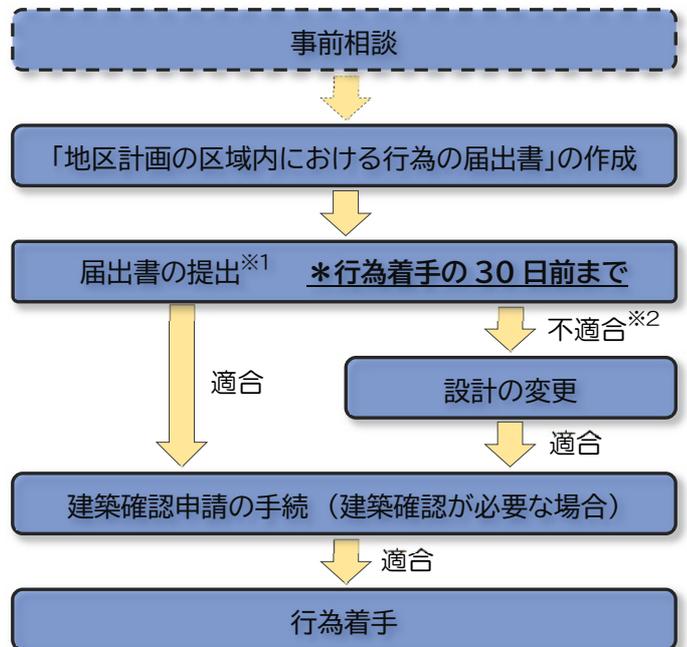
- ① 土地の区画形質の変更<sup>※3</sup>
- ② **建築物の建築・工作物の建設**
- ③ 建築物等の用途の変更<sup>※4</sup>
- ④ 建築物等の形態又は意匠の変更

※1 届出した内容に変更がある場合は、変更に係る**行為着手の30日前までに**変更届の提出が必要となる場合がありますので、変更前に都市計画課にご相談ください。

※2 届出の内容が地区計画に適合しない場合は、設計の変更の勧告等を行う場合があります。

※3 都市計画法第29条第1項の開発行為の許可を要するものは届出不要です。

※4 用途変更後の建築物等が地区計画において定められた用途の制限に適合しないこととなる場合のみ対象です。



様式の  
ダウンロード先

相模原市ホームページ <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>  
( トップページ >暮らし・手続き > 環境・住まい > 住まい・まちなみ > まちなみ > 地区計画 )



問い合わせ先

相模原市 都市計画課 (窓口) 市役所第1別館4階

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL:042-769-8247 FAX:042-754-8490 E-mail: toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

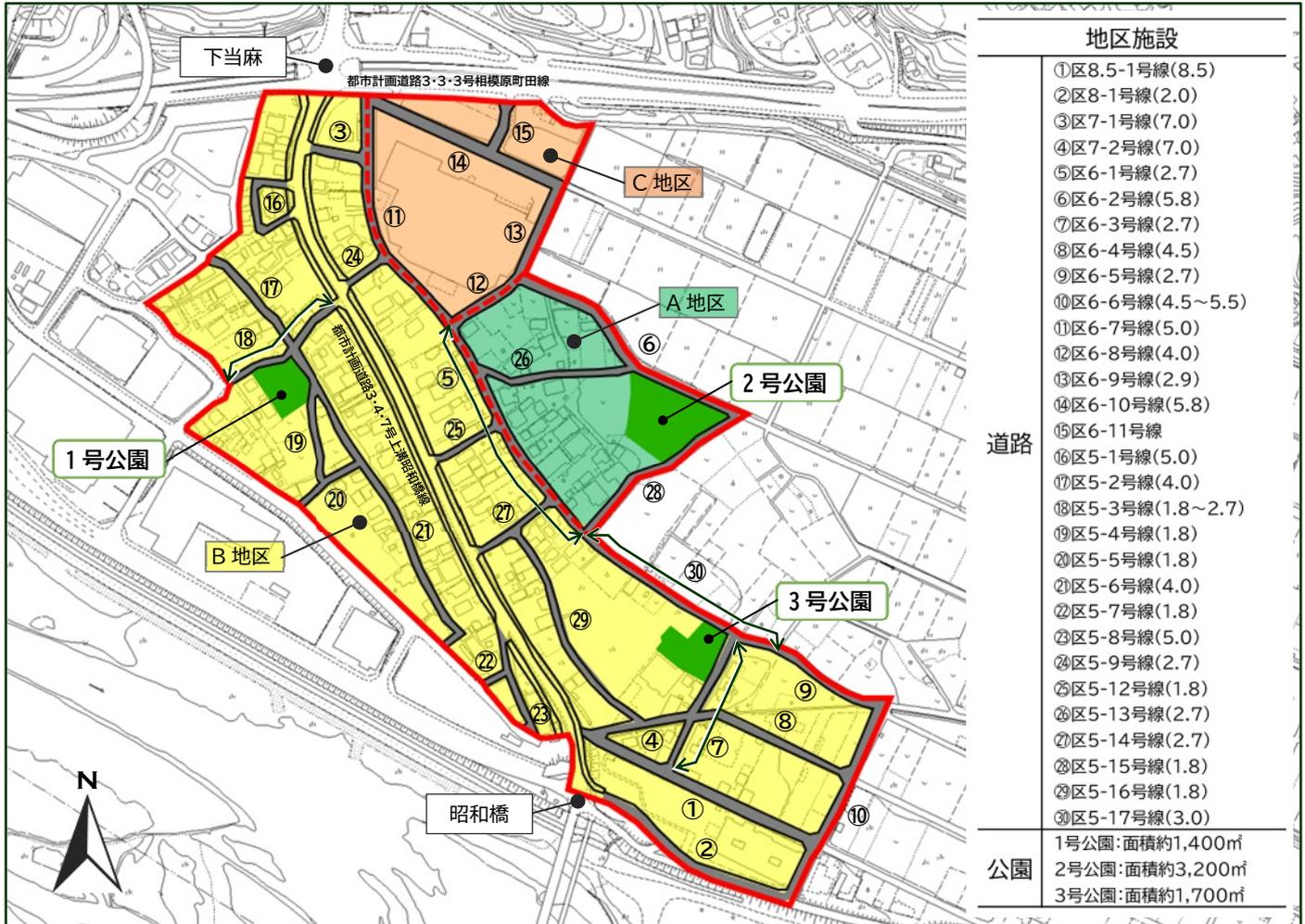
# 地区計画とまちづくり

本地区は、都市計画道路1・4・1号さがみ縦貫道路相模原愛川インターチェンジ周辺に位置していることから、道路・公園などの都市基盤整備を進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、既存の居住環境を保全しつつ、住宅地として魅力ある良好な環境を形成することを目標とした地区計画が定められています。

地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いします。



## ▼当麻宿地区地区計画 計画図



### ◆地区の概要

- : 地区計画の区域
- : 地区の区分
- : A地区 (第一種低層住居専用地域 80/50)
- : B地区 (第一種住居地域 200/60)
- : C地区 (第二種住居地域 200/60)

### ◆壁面の位置の制限

- : 道路境界線から1.0m以上  
隣地境界線から 0.5m以上
- ※C地区については、延べ面積が 3,000㎡ を超える建築物にあっては、道路境界線及び隣地境界線から 4.0m以上

### ◆地区施設

- : 道路(区画道路) (例) 区 6 - 1 号線 (2.7)

(注)都市計画決定時(平成25年相模原市告示第131号)の幅員。  
ただし、区6-9及び区6-10においては、都市計画変更時(平成26年相模原市告示第284号)の幅員。

- : 公園

### ◆垣又はさくの構造の制限

- : 生け垣又は透視可能なフェンス
- ※都市計画道路 3・3・3 号相模原町田線及び都市計画道路 3・4・7 号上溝昭和橋線を除く。

# 地区整備計画の概要

※地区整備計画の詳細は、P5～9をご確認ください。

## 建築物等の用途の制限

《A地区》 制限なし ※建築基準法による第一種低層住居専用地域内の用途の制限があります。  
《B地区・C地区》 建築基準法によって建築することができる建築物のうち、地区計画によって次の建築物は、建てることはできません。

### 《B地区》

- ・建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設、ホテル、旅館、自動車教習所、畜舎

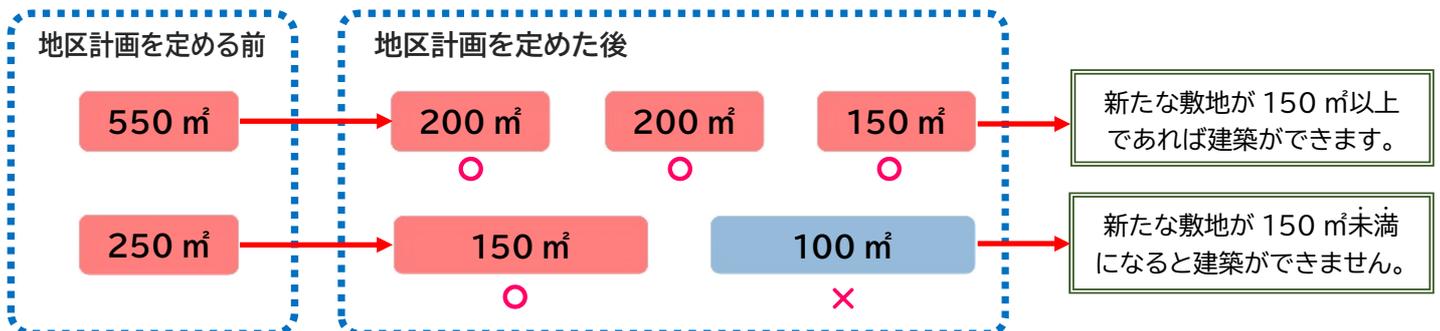
### 《C地区》

- ・建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ・ホテル、旅館、自動車教習所、畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)
- ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ・カラオケボックスその他これに類するもの

## 敷地面積の最低限度

### 《A地区・B地区・C地区 共通》

- ・150㎡



### 【適用除外(建築可能となる敷地)】

- ①告示日(※A地区・B地区:平成25年3月29日、C地区:平成26年5月30日)において、建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の敷地として使用するもの
- ②告示日(※①と同様)において、現に存する所有権等に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの
- ③公衆便所、巡査派出所等の公益上必要な建築物の敷地として使用する土地

## 壁面の位置の制限

### 《A地区・B地区・C地区 共通》

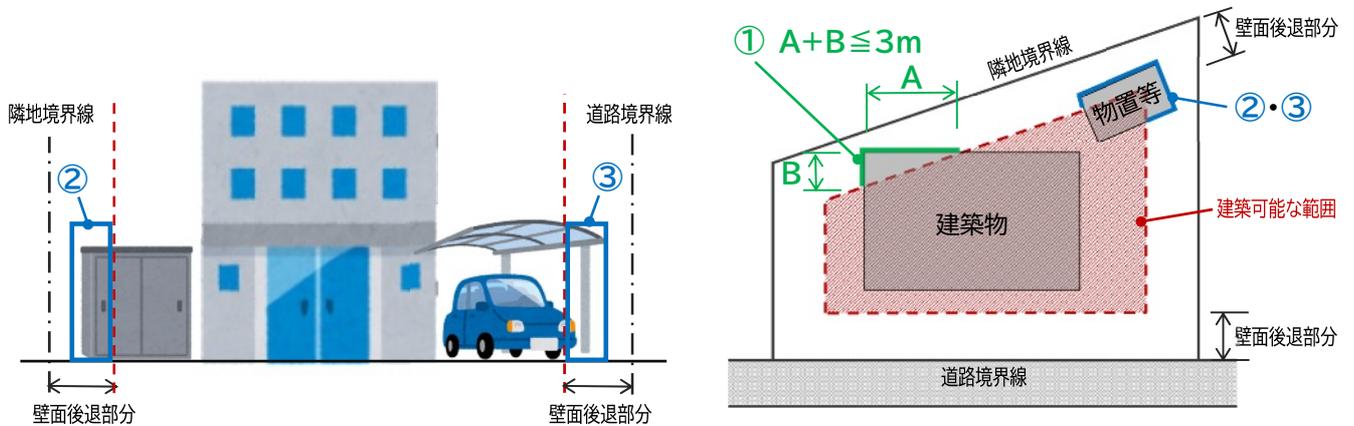
- ・建築物の外壁や柱の面は、道路境界線(※1・※2)から1.0m以上、隣地境界線から0.5m以上後退します。
- ・C地区については、延べ面積が3,000㎡を超える建築物にあっては、道路境界線及び隣地境界線から4.0m以上後退します。

※1:都市計画道路3・4・7号上溝昭和橋線にあっては、都市計画法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可等がされるまでの間は、事業認可等の前の道路の境界線

※2:地区施設道路にあっては、地区施設道路の境界線

【適用除外(壁面後退部分に建築可能なもの)】

- ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
- ②自動車車庫(③を除く。)、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が5㎡以内であるもの
- ③外壁を有しない構造の自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるもの



建築物の  
高さの  
最高限度

≪A地区≫ 制限なし ※第一種低層住居専用地域のため、建築基準法により最高高さが10m以下に制限されています。

≪B地区・C地区≫ 15m

建築物等の  
形態又は  
意匠の制限

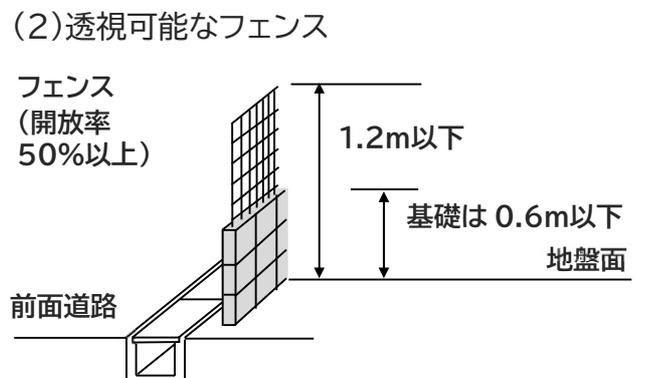
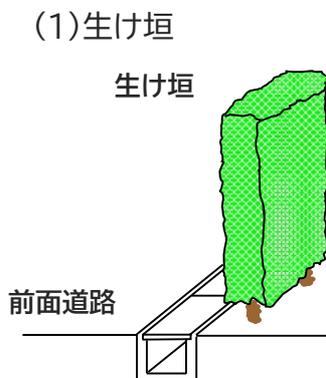
≪A地区・B地区・C地区 共通≫

建築物の屋根、外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の環境と調和したものと、刺激的な色彩は避けるものとします。

垣又はさくの  
構造の制限

≪A地区・B地区・C地区 共通≫

道路(都市計画道路3・3・3号相模原町田線及び都市計画道路3・4・7号上溝昭和橋線を除く。)に面して、垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとします。



【適用除外】

門等の出入口の部分は、適用されません。

当麻宿地区地区計画 決定事項

平成25年	3月29日	決定
平成26年	5月30日	変更
平成30年	6月18日	変更
令和6年	11月14日	変更

名 称	当麻宿地区地区計画	
位 置	相模原市南区当麻字上宿、字下宿、字川尻、字相模原、字当麻上宿、字当麻下宿、字谷下、字上河原、字中河原、字下河原、字三反畑及び字中島地内	
面 積	約16.7ha	
地区計画の目標	本地区は、都市計画道路1・4・1号さがみ縦貫道路相模原愛川インターチェンジ周辺に位置していることから、地区計画の策定により、道路・公園などの都市基盤整備を進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、既存集落を保全しつつ、住宅地として魅力ある良好な環境を形成することを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区の特性を考慮し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。</p> <p>(A地区) 低層住宅地としての良好な居住環境の維持・保全を図る。</p> <p>(B地区) 都市計画道路3・4・7号上溝昭和橋線の沿道のサービス施設や日用品店舗の立地を可能とし、住宅地の居住環境と調和した土地利用を図る。</p> <p>(C地区) 都市計画道路3・3・3号相模原町田線沿道という特性を考慮し、地域と密着した店舗等のサービス施設の立地を可能とし、住宅地の居住環境と調和した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>(道路) 機能的な市街地の形成を図るため、区画道路を配置する。</p> <p>(公園) 潤いをもたらす、防災上の公開空地として利用できる公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針の実現に向けて、それぞれ次のように建築物等を誘導する。</p> <p>(A地区) 敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物等の形態又は意匠及び垣又はさくの構造について制限する。</p> <p>(B・C地区) 建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠及び垣又はさくの構造について制限する。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かな市街地の形成を図るため、壁面の位置の制限によって生み出された空間については、緑化に努める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	路線名	幅 員	延 長	備 考
			区 8.5 - 1号線	8.5 m	約 200 m	道路が交差する場所においては、隅切りを3 m 設ける。
			区 8 - 1号線	8.0 m	約 180 m	
			区 7 - 1号線	7.0 m	約 50 m	
			区 7 - 2号線	7.0 m	約 80 m	
			区 6 - 1号線	6.0 m	約 200 m	
			区 6 - 2号線	6.0 m	約 220 m	
			区 6 - 3号線	6.0 m	約 120 m	
			区 6 - 4号線	6.0 m	約 130 m	
			区 6 - 5号線	6.0 m	約 110 m	
			区 6 - 6号線	6.0 m	約 170 m	
			区 6 - 7号線	6.0 m	約 210 m	
			区 6 - 8号線	6.0 m	約 70 m	
			区 6 - 9号線	6.0 m	約 80 m	
			区 6 - 10号線	6.0 m	約 170 m	
			区 6 - 11号線	6.0 m	約 40 m	
			区 5 - 1号線	5.0 m	約 100 m	
			区 5 - 2号線	5.0 m	約 100 m	
			区 5 - 3号線	5.0 m	約 120 m	
			区 5 - 4号線	5.0 m	約 110 m	
			区 5 - 5号線	5.0 m	約 60 m	
			区 5 - 6号線	5.0 m	約 250 m	
			区 5 - 7号線	5.0 m	約 30 m	
			区 5 - 8号線	5.0 m	約 90 m	
			区 5 - 9号線	5.0 m	約 40 m	
			区 5 - 12号線	5.0 m	約 60 m	
			区 5 - 13号線	5.0 m	約 130 m	
		区 5 - 14号線	5.0 m	約 80 m		
		区 5 - 15号線	5.0 m	約 160 m		
		区 5 - 16号線	5.0 m	約 190 m		
		区 5 - 17号線	5.0 m	約 180 m		
		公 園	名 称	面 積		備 考
			1号公園	約 1,400 m <sup>2</sup>		
2号公園	約 3,200 m <sup>2</sup>					
3号公園	約 1,700 m <sup>2</sup>					

		地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の面積	約2.3ha	約12.2ha	約2.2ha
		建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの)</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
地区整備計画						

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>150平方メートル</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（都市計画道路3・4・7号上溝昭和橋線にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可又は道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の変更（以下「事業認可等」という。）がされるまでの間、事業認可等の前の道路の境界線をいい、地区施設の道路にあつては当該道路の境界線をいう。）及び隣地境界線までの距離は、それぞれ計画図に示すとおりとする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫（外壁を有しない構造のものを除く。）、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 外壁を有しない構造の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の 高さの最高限度	15メートル
		建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の環境と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとする。
		垣又はさく の構造の制限	<p>道路（都市計画道路3・3・3号相模原町田線及び3・4・7号上溝昭和橋線を除く。）に面して垣又はさくを設置するときは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分又は門等の出入口の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 生け垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さが1.2メートル以下で、かつ、開放率50%以上の透視可能なフェンス</p>

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限は計画図表示のとおり」